

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成26年7月2日

パソコンの遠隔操作によるプロバイダー変更勧誘に注意！

〈相談内容〉

大手電話会社の「プロバイダーサポート」と名乗る電話があり、今より安いプロバイダーに変更するよう勧誘され承諾した。プロバイダーの変更に伴うパソコンの設定で、業者の指示通りにパソコンを操作していたら、急に遠隔操作状態になり、後は業者が設定してしまった。

設定が進む中で電話会社とは関係のないプロバイダーと契約したこと、電話料金とプロバイダー料金が別々に請求され不便になることが分かったが、作業がどんどん進んでいくので断われなかった。翌日解約を申し出たが、解約料1万8千円を請求すると言われた。納得できない。

★消費生活センターからのアドバイス

1. 消費者に誤解させるような勧誘をして、遠隔操作を使って内容を確認する余裕を与えず契約させるという手口です。頼んでいないサービスを勝手に付加され、また、パソコン内の情報を見られる可能性もあるので、十分に注意しましょう。
2. プロバイダー契約は電話勧誘であっても、クーリングオフの適用はありません。契約書を交わさなくても、口頭で契約が成立するので十分に注意が必要です。

※おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間]平日(月～金曜日)…午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター (095-829-1234)	松浦市消費生活センター (0956-72-1861)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	対馬市消費生活相談所 (0920-52-8322)
島原市消費生活センター (0957-62-9100)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	西海市消費生活センター (0957-37-0145)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
平戸市消費生活センター (0950-22-4111)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)

他各市町相談窓口